

迷惑防止条例が改正されました！

〔条例名：石川県迷惑行為等防止条例〕

平成26年6月1日施行



客引き



盗撮

やめよう！
迷惑行為



勧誘(スカウト)



のぞき見



迷惑メール



つきまとい



危険な器具の携帯

STOP! 迷惑行為

不当な客引行為等の禁止 (6月以下の懲役又は50万円以下の罰金など)

禁止行為

客引き 接待飲食店等による客引き、その他執ような客引きなど

勧誘 スカウト行為、風俗案内所の利用者として誘う、その他執ような勧誘

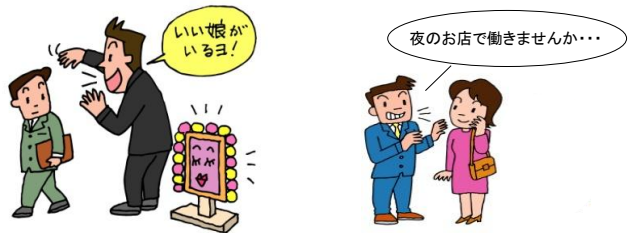
誘引 通行人等から相手を特定せず、呼び込み、ビラなどを配布して誘う行為

対価を供与し客引き等をさせる行為

売春類似行為をする目的でうろつくなどの行為

片町1、2丁目、木倉町、金沢駅周辺地区を客引等防止重点地域に指定

ここでは、客引き・勧誘・誘引をする目的で、うろつく・たむろする行為を規制します。



努力義務 (罰則なし)

片町スクランブル交差点を客引等防止重点地点に指定

ここでは、居酒屋・カラオケ店なども客引き行為等の自粛を呼びかけます。

多くの県民・観光客が訪れる場所を、みんなが安心して歩ける場所にするため、努力義務規定を新設しました。ご協力をお願いします。

卑わいな行為等の禁止 (6月以下の懲役又は50万円以下の罰金など)

盗撮

- ※ 住居、浴場、便所、更衣室などにおける盗撮
- ※ 事務所、教室などの特定かつ多数の人が利用するような場所における盗撮



のぞき見

- ※ 住居、浴場、便所、更衣室などにおけるのぞき見



嫌がらせ行為の禁止 (6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

嫌がらせ行為

- つきまとい
- 行動の監視
- 無言電話などの迷惑電話
- 迷惑メールなど



危険器具の携帯禁止 (50万円以下の罰金)

鉄パイプや刃物などの危険な器具を、見せびらかす、振り回すなどの行為

◆ 条例に関するお問い合わせ先

石川県警察本部 生活安全部生活安全企画課 電話番号 076-225-0110

